東京都環境確保条例

2018年9月現在

大規模事業所に対する

「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

関係資料

- 本資料の内容につきましては、対象事業所の皆様から寄せられたご質問や新たな決定事項などを踏まえ、 順次、更新してまいります。
- 更新した資料は、多くの皆様にご利用いただけるよう東京都環境局のホームページで公表してまいります。 (東京都環境局ホームページ: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/)



東京都環境局

目次

1 背景

- (1)総量削減義務制度導入の背景
- (2)「地球温暖化対策計画書制度」改正の経過
- (3) キャップ&トレードの全国導入についての都の提言(2009.11.27)
- (4) 東京における気候変動対策の成果と展開(2010.3.31)
- (5) 気候変動対策における都市の役割と連携
- (6) 条例・規則・指針等の体系

2 総量削減義務と排出量取引制度のポイント (総括)

- (1) 総量削減義務と排出量取引制度のポイント(2010年度~)
- (2) 推進体制の整備
- (3) 削減計画期間
- (4) 制度全体の流れ(概要)
- (5) 第2計画期間の主な改正点

3 総量削減義務と排出量取引制度の概要

- (1) 対象となる事業所 ①要件と義務対象者
- (2) 対象となる事業所 ②対象事業所の範囲のとらえ方
- (3) 対象となる事業所 ③総量削減義務の対象者

- (4) 対象となる事業所 ④所有者に代わって、又は共同で義務を負う場合の例
- (5) 対象となる事業所 ⑤対象事業所・所有者の変更について
- (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し
- (7)対象となる事業所 ⑦中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所 (概要)
- (8) 対象となる事業所 ⑧中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所 (手続フロー)
- (9)対象となる事業所 ⑨中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所 (提出書類)
- (10) 対象となる事業所 ⑩事業所区域の変更(概要)
- (11)対象となる事業所 (1)事業所区域の変更(指定・取消し)
- (12) 対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更(手続等)
- (13)温室効果ガス排出量の「総量削減義務の対象となるガス」と「報告対象となるガス」
- (14) 排出係数
- (15) 削減義務量
- (16) 基準排出量 ①基準排出量の算定
- (17) 基準排出量 ②排出量が標準的でない年度
- (18) 基準排出量 ③排出標準原単位
- (19) 基準排出量 ④基準排出量の変更(概要)
- (20) 基準排出量 ⑤基準排出量の変更(具体的な計算方法)

次

- (21) 基準排出量 ⑥事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定
- ⑦基準排出量の再計算(再計算を行う理由) (22) 基準排出量
- (23) 基準排出量 ⑧基準排出量の再計算(再計算の方法)
- (24) 削減義務率 ①考え方
- (25) 削減義務率 ②削減義務率と区分の決定方法
- ③新たに削減義務対象となる事業所の取扱い (26) 削減義務率
- (27) 削減義務率 ④電気事業法第27条に関連する緩和措置(概要)
- (28) 削減義務率 ⑤電気事業法第27条に関連する緩和措置(確認方 法等)
- (29) 削減義務率 ⑥事業所区域の変更(削減義務率と適用区分)
- (30) 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所) ①概要
- (31)優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所) ②認定 申請
- (32) 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所) ③削減 義務率
- (33) 総量削減義務の履行手段 ①概要
- (34)総量削減義務の履行手段 ②設備更新等のタイミングに柔軟に対 応できる義務履行手段
- (35) 総量削減義務の履行手段 ③低炭素電力の選択の仕組み
- (36) 総量削減義務の履行手段 4)低炭素熱の選択の仕組み
- (37) 総量削減義務の履行手段 ⑤高効率コジェネの取扱い
- (38)総量削減義務の履行手段 ⑥高効率コジェネ受入評価の仕組み (58)クレジット等の無効化

- (39)総量削減義務の履行手段 (7低炭素電力・熱の選択、高効率コジ エネからの受入に対する削減量
- (40)排出量取引 ①全体
- (41) 排出量取引 ②排出量取引で利用可能なクレジット等
- (42)排出量取引 ③超過削減量
- (43) 排出量取引 ④都内中小クレジット(全体像)
- (44)排出量取引 ⑤都内中小クレジット(手続の流れ)
- (45)排出量取引 ⑥再エネクレジット(全体像)
- (46) 排出量取引 ⑦再エネクレジット(グリーンエネルギー証書)
- (47)排出量取引 ⑧再エネクレジット(環境価値換算量)
- (48)排出量取引 ⑨再エネクレジット(自家消費の場合)
- (49)排出量取引 ⑩都外クレジット
- (50) 排出量取引 ⑪埼玉連携クレジット
- (51) 排出量取引 ⑫バンキングされた超過削減量等の取扱い
- (52) ナクレジットなど国の制度との関係について
- (53) 取引価格の高騰防止策
- (54) 取引価格、都が販売するオフセットクレジット等
- (55) 削減量口座簿の仕組み ①削減量口座簿の概要、指定管理口座、 知事の管理口座
- (56) 削減量口座簿の仕組み ②一般管理口座
- (57) 削減量口座簿の什組み ③取引の例

目次

- (59) 口座の記録事項と公表される情報
- (60) 削減量クレジットの会計処理
- (61) 削減量クレジットの税務処理
- (62) 各年度の排出量の算定と検証
- (63) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の取扱い
- (64) 特定計量器の取扱い
- (65) 登録検証機関(第三者機関)の検証が必要なもの
- (66)検証機関の登録要件
- (67) 主な義務と義務違反時の措置 ①概要
- (68)主な義務と義務違反時の措置 ②総量削減義務違反に対する措置 の詳細
- (69) テナントビルの取扱いについて ①概要(ビルオーナーとテナント事業者の責務等)
- (70) テナントビルの取扱いについて ②ビルオーナーとテナント事業 者に求められる行動・対策の例
- (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例
- (72) テナントビルの取扱いについて ④参考(テナントビルにおける エネルギー消費等)
- (73) テナントビルの取扱いについて ⑤特定テナント等事業者における省エネの取組を評価・公表する仕組み
- (74) 計画書等の提出書類一覧

- (75) 新築ビル等の取扱いについて ①全体
- (76) 新築ビル等の取扱いについて ②基準排出量算定までの流れ

4 今後の主なスケジュール等(予定)

5 御質問等をお寄せいただく場合等

- (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等
- (2)制度の相談窓口の設置について
- (3) メールマガジンへの登録について

1 気候変動対策の重要性と緊急性

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食糧生産の困難、 飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、世界中の人々に とって生活の基盤となる全てのものを脅かす、人類の直面する最も 深刻な環境危機



これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点

⇒直ちに温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた行動を 開始しなければならない

- ※COP13 (2007年12月) での2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別部会での合意では、 IPCC第4次評価報告書の科学的知見に応え、
- ①今後10~15年後をピークに世界全体の排出量を減少に転じさせ、その後、②2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、更に、
- ③先進国は2020年までに1990年比で25~40%の削減が必要であること などが明記されています。

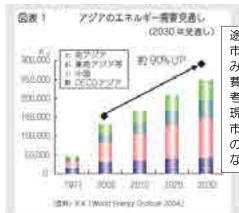
2 東京が気候変動対策に取り組む意義

- ① 気候変動がもたらす脅威から、都民の生命、財産、健康を守るとともに、東京自身の持続的な発展を可能とすること。
- ② 東京において、エネルギーを必要最小だけしか使わずに、豊かで 快適な都市生活を送ることのできる低炭素型の社会をいち早く 実現し、それを新たな都市モデルとして、世界の大都市や発展 途上国の都市に発信すること。
- ③ 首都東京を構成する都民、NPO、事業者、行政の連携によって 先駆的な施策を実現し、わが国全体の気候変動対策の強化に貢献 していくこと。

※ エネルギー資源の有限性を踏まえた危機管理の 視点からも、省エネルギー対策は重要

東京の都市活動は、

国内外から供給される膨大な資源に依存 ⇒地球規模での気候危機は、東京の社会経済活動の 基盤そのものに対する脅威



途上国においてこれから都市化する地域では、先進国並みの資源やエネルギーの消費が志向されていくことを考えれば、例えば50年後、現在と同じような規模で、都市がエネルギーの供給を他の地域から得られる保証はない。

1(2) 「地球温暖化対策計画書制度」改正の経過

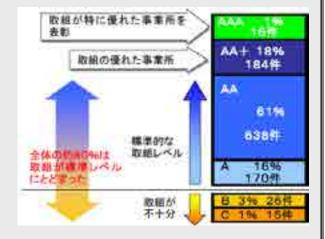
● 地球温暖化対策計画書制度の実施により、2006 年度の排出実績(2005年度計画書提出事業者の実績)は、基準年度比で3.5%減少した。

AAA 評価の 16 事業所をはじめ、積極的に対策に取り組む事業所が現れた。

● しかしながら、一方で 全体の約80%は取組が 標準レベルにとどまった。

 \int

制度強化の必要



- 制度強化の方向性
 - 1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
 - 2. 省エネ・CO₂削減を現場スタッフの努力の問題から、経営者が真剣に 考慮すべきトップマネジメントの課題に
 - 3. 総量削減義務化により、削減コストを明確な経営経費に ~省エネにコストを投入することが競争上の不利にならない経営環境づくり
 - 4. CO2排出総量が減らなければ、気候変動の危機は回避できない ~原単位削減対策だけでは不十分

総量削減のために、「計画的な対策の実施」を求める現行制度から、 今後は、「削減結果」を求める制度に

■東京都の大規模事業所対策の歩み

2000年12月 環境確保条例公布(公害防止条例の全面改正)
☆「地球温暖化対策計画書制度」の創設

2002年4月 計画書制度(第1次)施行

排出量の報告と自主的な目標の設定

2005年3月 環境確保条例改正 ☆「地球温暖化対策計画書制度」の強化

2005年4月 計画書制度(第2次)施行

都の指導・助言、評価・公表の仕組みを導入

■総量削減義務制度導入までの経緯

2007年6月 気候変動対策方針策定 ☆大規模事業所の総量削減義務化を提起

2007年5月~08年3月 環境審議会における審議 2007年7月~08年1月 ステークホルダー・ミーティング ☆制度改正へ向けた議論の進行

2008年6月 環境確保条例改正案可決

2009年4月 改正条例・規則施行

2010年4月 総量削減義務開始

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取ら制度を導入

1(3) キャップ&トレードの全国導入についての都の提言(2009年11月27日発表)

●都は、キャップ&トレードの導入をめざす国の新たな方針を歓迎し、真に実効性ある制度の実現に積極的に協力していくため、2009 年 11 月、キャップ&トレードの全国導入についての都の提言を公表した。

■制度設計の4つの観点

1. 総量削減を確実に達成する実効性の高い制度であること

- (1) 原単位の改善だけではなく、排出総量の削減を求める制度であること。
- (2) 自主的取組に留まらない、義務的な制度であること。
- (3) 義務違反には、制度の実効性を確保する措置(罰則や課徴金等)を導入すること。

2. 日本経済全体を低炭素型に転換し、持続的な成長を可能とする制度であること

- (1) 中長期的な高い削減目標の設定により、省エネ技術と再生可能エネルギーの計画的な投資を促進し、低炭素型社会への転換を加速する制度とすること。
- (2) 産業部門、エネルギー転換部門とともに、業務部門をも対象とし、エネルギー・資源の供給側と需要側の双方で削減に取り組む制度とすること。
- (3) 国際競争にさらされるエネルギー集約産業には適切な配慮措置を導入すること。

3. 国際的な共通性と日本での先駆的な取組を踏まえた制度であること

- (1) 将来的な国際炭素市場とのリンクを展望した国際的共通性を有する制度であること。
- (2) 我が国におけるこれまでの先駆的な取組を踏まえた制度であること。

4. 国と地方が共に積極的な役割を果たす制度であること

- (1) 国と地方が役割を分担し、地方の創意が活かせる制度とすること。
- (2) 中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度であること。

■全国キャップ&トレード制度の基本的枠組み

• 「国家キャップ&トレード制度」と「地域キャップ&トレード制度」の 二つの制度で構成

【特徴1】 国と地方との連携(共に積極的な役割を果たす)

- ・総排出許容量(キャップ)の設定や排出量取引ルール等は国が法令で定めるが、条例による基準の上乗せ等を可能にするなど、地方の裁量を可能とした制度に。
- •国と地方の役割分担により、中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、 国の地方機関のスリム化と整合する制度に。

【特徴②】 エネルギーの供給側と需要側の両方を対象

•「エネルギー・資源の供給側と需要側」、「産業部門と業務部門」の双方を対象とし、国内総排出量の6割以上をカバー

『国家キャップ&トレード制度』

- ・対象:発電所・製鉄所など、特に大規模なエネルギー・資源供給施設
 - (全国 500 所で日本の排出量の約5割)

国が直接執行



※将来的な国際リンクも視野に

『地域キャップ&トレード制度』

- ・対象:都制度に準じ、大規模なオフィス ビルや工場など(全国で1万4千事業所)
- ・都道府県・政令指定都市が運営 (一部事務組合又は広域連合の設置による 運営も可能に)



※全国的な市場を形成

1(4) 東京における気候変動対策の成果と展開(2010年3月31日発表)

(目的)

2007 年6月に策定した「東京都気候変動対策方針」策定後の到達点を確認するとともに、都の今後の施策展開を示し、国の対策強化を提言することを目的として発表

I 「東京都気候変動対策方針」策定以降の5つの成果

- 1 世界で3番目、アジアで初の「キャップ&トレード」など先駆的制度を実現
- 2 グリーンビル時代の幕を開く一CO。排出を1/2 に削減するビルなど、従来と一線を画する水準に
- 3 「生グリーン電力」供給など新たなビジネスモデルを創出・活性化一太陽光発電の導入スピードは5倍化
- 4 都の総力を投入する気候変動対策の体制づくり一3年度で、合計959億円の事業を予算化
- 5 環境先進都市として世界でのプレゼンスを高める一欧州連合、世界銀行、国際メディアも都施策に注目

Ⅱ 世界の気候変動対策をめぐる状況

都市政府、準国家政府(州・県等)が気候変動対策の新たな担い手に

〇北米諸州が州レベルのキャップ&トレードを国に先駆けて推進

地域温室効果ガスイニシアティブ(RGG):2009年1月~/西部気候イニシアティブ(WO):2012年1月~ 〇カリフォルニア州等が準国家政府ネットワーク「R20」創設へ(2010年9月)

Ⅲ 各分野の気候変動対策の着実な推進

- ○「総量削減義務と排出量取る制度」の着実な実施
- 対象事業所に1332事業所を指定。
- 円滑な義務履行へ向けバックアップ・プロジェクトを実施
- ① トップレベル認定基準を活用した省エネアドバイス

2010年夏頃から、対象事業所からの希望により、省エネ専門家が対象事業所に赴き、トップレベル認定基準を活用した対策アドバイスを実施(募集は2010年8月開始。対策アドバイスは同年11月開始)。

② 省エネチューニング美銭セミナー

事業所の利用状況にあわせて熱原機器などの設定をきめ細かく調整し、運転プロセスを最適化する省工ネチューニングにより、総量削減を実現している事例も少なくないため、この分野で先端がな経験を持つ専門家、実際に効果をあげた事業所の担当者などを招き、経験とノウハウを提供する省エネチューニングセミナーを開催(2011年3月)。

③ テナントビル向け対策セミナー

テナント事業者の省工ネ対策の推進を図るため、テナント事業者向けの対策事例集の紹介などを行う対策 セミナーを開催(2010年6月)。

④ データセンター・グリーン化セミナー

本制度ではデータセンターも削減議務の対象となるが、データセンター事業者の取組の推進を図る必要がある。このため、企業等とともに、設備担当者や I T部門の担当者をも対象とするデータセンター事業者の省工
不対策に関するセミナーを開催(2010年11月)。

⑤ 都内中リクレジット事業化サポートセミナー

都内中ハウレジットの事業化を促進するため、対象事業所や中川規模事業所、省エネビジネス事業者、金融機関等を対象に、オフセットクレジットの対象となりうる対策事例、事業化にあたっての留意点などを説明するセミナーを開催(2010年7月)。

〇「地球温暖化対策報告書制度」、「省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」の実施

〇北海道及び東北4県と再生可能エネルギーの地域背連携で協定を締結

IV 我が国の気候変動対策の強化のために

- 1 総置削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレードの導入一原単位ではなく総置削減が必須
- 2 建築物の低炭素化
- 3 自動車からの温室効果ガス総量削減をめざす燃費制度の導入
- 4 再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大
- 5 プラスチック起源CO2の削減を促進するための新たな制度

V 東京の気候変動対策のさらなる展開

○気候変動が焼を基軸に東京の成長を実現~産業政策との連携

〇低炭素型都市づくり~都市計画、都市交通政策、住宅政策等との連携 など

1(5) 気候変動対策における都市の役割と連携

◆パリ協定

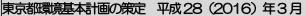
- 2015年11月にパリ市で開催されたCOP21において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択
- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが明記
- ・今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ(人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡)とする目標を掲げている。(脱炭素化)
- ・先進国だけでなく開発途上国にも対策への取組を課し、5年ごとに各締約国において削減目標を見直すこと、市場メカニズムの活用、先進国による 開発途上国に対する支援資金の提供、イノベーションの重要性、開発途上国の能力開発、世界全体の進捗状況を5年ごとに締約国会議で把握すること などを規定

2016年11月4日 パリ協定発効、同月にCOP22 開催(マラケシュ)

今後、全ての国の参加の下で交渉を行い、2018年までに実施指針(ルールブック)を策定することを決定

◆東京都の取組

- COP21 に先駆けて開催された「気候変動に関する首長サミット(Climate Summit for Local Leaders)」への参加
- →「パリ市庁舎宣言」: 2030 年までに世界の都市・地域あわせて年間最大 37 億 t-CO2 の GHG 削減、2050 年までに GHG80%削減を目標。都市間のパートナーシップの強化や、国際機関、国家政府、民間セクター、市民社会と協働し、対策を進める。



➤ 将来像

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

➤ 政策目標

◆ 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000 年比で30%削減する

|産業・業務部門:20%程度削減(業務部門で20%程度削減)、家庭部門:20%程度削減、運輸部門:60%程度削減

◆ 2030 年までに、東京のエネルギー消費量を2000 年比で38%削減する

産業・業務部門:30%程度削減(業務部門で20%程度削減)、家庭部門:30%程度削減、運輸部門:60%程度削減



1(6) 条例・規則・指針等の体系

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』

地球温暖化対策の抜本的強化を目指すため、条例を改正(2008.6.25)

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取ら制度の導入

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則』

改正した条例に関する詳細事項

対象事業所の要件、削減義務率の値、対象ガス、書類の提出時期などを規定

【地球温暖化対策に関するその他の主な制度】

- •地球温暖化対策報告書制度(対象:中小規模事業所)
- ・地域エネルギー有効利用計画書制度(対象:特定開発事業者)
- ・建築物環境計画書制度(対象:延床面積5,000 m²以上の新増築建築物の建築主)
- ・エネルギー環境計画書制度(対象:小売電気事業者)

『各種ガイドライン』

排出量の算出方法やクレジットの認定方法等の詳細ルールを規定

- <対象事業所(共通1):「自らの事業所での削減対策」関係)>
 - ・特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン/検証ガイドライン
 - ・その他ガス排出量算定ガイドライン
 - ・その他ガス削減量算定/検証ガイドライン
 - ・基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン
 - ・電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン
 - ・中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン
- <対象事業所(共通2):「排出量取引(各種クレジット)の取扱い」関係>
 - ・都内中小クレジット算定/検証ガイドライン
 - ・再エネクレジット算定/検証ガイドライン
 - ・都外クレジット算定/検証ガイドライン
 - ・取引運用ガイドライン・会計処理に関する基本的考え方
- <希望する対象事業所向け>
 - ・トップレベル事業所認定基準/認定ガイドライン/検証ガイドライン
- <検証機関向け>
 - ・検証機関の登録申請ガイドライン・東京都登録検証機関評価制度要綱

『地球温暖化対策指針』

事業者が取り組むべき地球温暖化対策の方向性や対策内容を規定

- 温暖化対策推進体制の整備
- 温室効果ガス排出量の把握
- ・温暖化対策の計画と実施
- 地球温暖化対策計画書の作成
- テナントにおける温暖化対策の推進 などを規定

『点検表』

『対策事例集』

『各種様式』

都に提出の必要な様式類

- 対象事業所向けの様式
- 検証機関向けの様式
- 特定テナント向けの様式
- 排出量取引に関する各種様式

2(1) 総量削減義務と排出量取引制度のポイント(2010年度~)

■大規模事業所向け制度の主な変更点等

		旧制度(地球温暖化対策計画書制度)	新制度(排出総量削減義務と排出量取引制度)		
●温室効果力	ブス排出量の削減 の削減	対策推進義務	排出総量の削減義務と排出量取ら制度の導入		
●計画書等の)作成•提出•公表	「地球温暖化対策計画書」、 「排出状況報告書」、「中間報告書」、 「結果報告書」の提出・公表 (該当年度により異なる提出様式)	毎年度、計画と状況報告を 「地球温暖化対策計画書」として提出・公表 (毎年度、提出する書類を、同じ様式に統一)		
●温室効果ガス排出量(年間)の算定		自己申告による報告	登録検証機関の「検証」を経て報告 ※「検証」に必要な書類等の保存をお願いします。		
	●削減対策等の技術的な助言を行う テクニカルアドバイザーの選任	選任努力義務	必置義務 ※名称を「技術管理者」に変更しています。		
●推進体制 の整備	●一定規模以上のテナント事業者	ビルオーナーの削減対策に協力する 努力義務	左に加え、「特定テナント等事業者 ^{※1} 」として、 削減対策を計画化する義務 ※1「特定テナント等事業者」の要件 ・床面積 5,000m ² 以上を使用 ・1 年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上		
●取り組みが不十分		勧告、違反事実の公表	義務不足量×1.3 倍の削減をするよう措置命令 命令違反の場合、違反事実の公表/知事が命令不足量を 調達し対象事業者にその費用を請求/罰金		
●その他必要	でな手続等を行わなかった場合	勧告、違反事実の公表	勧告、違反事実の公表に加え、罰金		

■ (参考) 中小規模事業所向け制度(2010年度~)

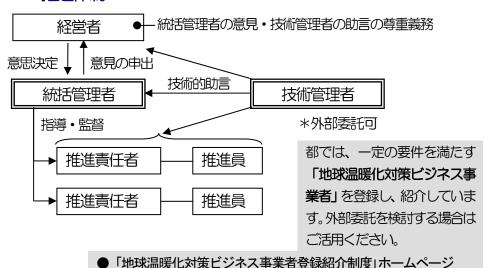
	刘象事業所	内容
地球温暖化対策報告書制度	同一法人等が設置する複数の事業所を合算した	• 「地球温暖化対策報告書」の提出
	エネルギー使用量が原油換算3,000kL以上※2	・事業所における省エネ対策の推進

※2 エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上の事業所、30kL 未満の事業所、特定テナント等事業所は、合算対象から除く。

2(2) 推進体制の整備

- 事業者は、対象事業所ごとに、次の者を選任しなければならない(選任義務)。
 - ①「統括管理者」 (役割) その事業所の対策実施状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行う。
 - ②「技術管理者」 (役割) 経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。(外部委託も可能) *同一の人が複数の事業所の技術管理者になること(兼任)については、5事業所まで
- 事業所の規模に応じて、『推進責任者』及び『推進員』を選任するものとする。

■推進体制



http://www.tokyo-co2down.jp/check/registration/

第2計画期間からの変更点

統括管理者の要件

①指定地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に 所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること ②都の定める講習会を修了すること*

技術管理者の要件

①以下に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理 技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士(建設、電気電子、機械、 衛生工学、環境、総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境))

- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること**

※第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括 管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務

その他の場合、受講は任意(受講しない場合は、制度についての理解に努めること。)(講習会は毎年度、春と秋に開催予定)

2(3) 削減計画期間

- ●削減計画期間:5年間(例)第1計画期間:2010~2014年度、第2計画期間:2015~2019年度
- ●最終的な削減義務の履行確認は、整理期間(1年6か月)の終了後に実施
- ●削減計画期間中は、削減義務履行に向けた状況確認のため、対象事業所は、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を都へ報告 ※排出量の報告に際しては、知事の登録を受けた登録検証機関の「検証結果」を添付する必要

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022

第1計画期間 整理期間 (1年6か月)

- ●対象事業所は、毎年度、前年度の排出量を報告 (登録検証機関の検証結果を添えて、 計画書に記載し提出・公表)
- ●2014年度の排出量を報告
 - ⇒知事は、最終的な義務履行状況を確認
 - ★削減義務を超えて削減実績がある場合には、当該削減量(超過削減量)は、次期計画期間へ繰り越し(バンキング)できる。
 - →次期計画期間での「削減量」として活用できる。

※総量削減義務不履行の場合は、知事による措置命令へ

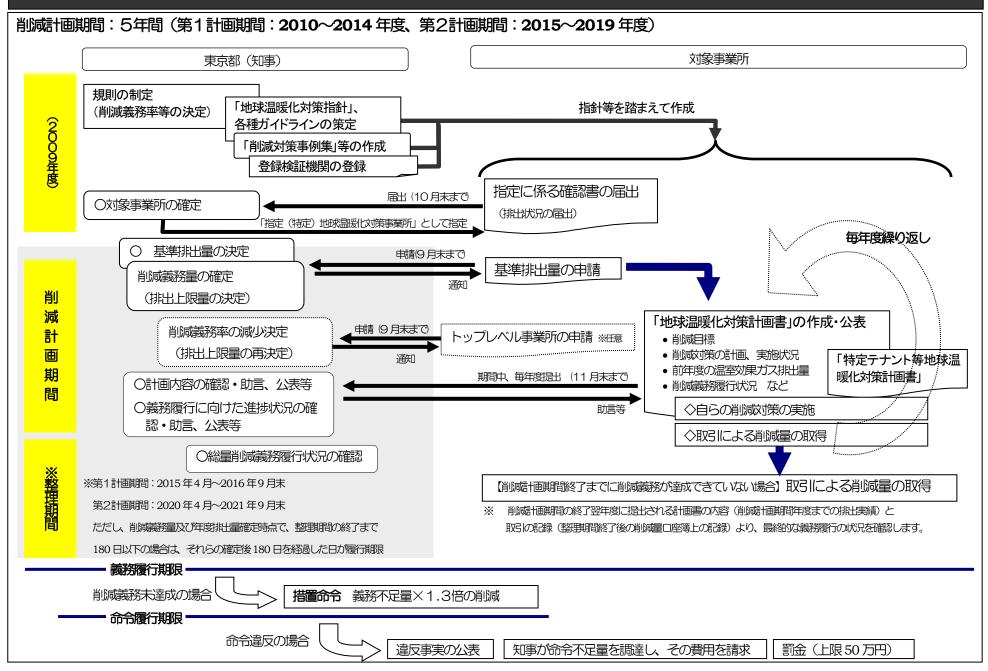


●対象事業所は、毎年度、前年度の排出量を報告 (登録検証機関の検証結果を添えて、 計画書に記載し提出・公表)

●2019年度の排出量 を報告

⇒知事は、最終的な 義務履行状況を確認

2(4) 制度全体の流れ(概要) ※基本



2(5) 第2計画期間の主な改正点

		第1計画期間(2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)		
推進体制の整備	統括管理者 技術管理者	〇都の定める講習会の受講義務・全ての統括管理者等に講習会の受講義務	〇都の定める講習会の受講義務 ・新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務。その他の場合は受講任意		
	対象事業所	○対象事業所の分類指定地球温暖化対策事業所と特定地球温暖化対策事業所	○対象事業所の分類		
	事業所区域	○事業所区域の変更・規定なし	○事業所区域の変更 •対象事業所に指定された後に、一事業所とみなされる建物等の数が 増減した場合(指定地球温暖化対策事業所に指定されていない建物 等の数が増加した場合を除く。)、事業所区域を変更可能(任意申請)		
制度の対象	指定取消し	○指定取消しの要件 ・①事業活動の廃止又はその全部の休止、②前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満、③原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満	○指定取消しの要件 ・同左の要件①~③に、④前年度に中小企業等が1/2以上所有、 ⑤事業所区域の変更を追加		
	対象ガス	Oその他ガス \bullet 6ガス (非エネルギー起源 OO_2 、 CH_4 、 N_2O 、 PFC 、 HFC 、 SF_6)	○その他ガス • 同左の6ガスに、NF ₃ [※] を追加して7ガス ※NF ₃ は平成27年度から算定し、平成28年度が発告		
	排出係数	○排出係数 ・計画期間開始前に設定し、計画期間中は固定 (例) 電気 0.382t-∞2/千kWh	○排出係数 ・ 直近のデータを反映して設定。計画期間中は固定 (例) 電気, 0.489t-CO₂/千kWh		
		○基準排出量の算定 ・第1計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定	○基準排出量の算定 ・第2計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定 [※] ※第1計画期間の基準批量は再計算 ・事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定を追加		
総量削減	基準排出量	○排出量が標準的でない年度 ・排出量が標準的でない年度を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能 ○標準原単位 ・旧制度(地球温暖化対策計画書制度)の対象事業所データ(2005~2007年度)をもとに排出標準原単位を設定	○排出量が標準的でない年度・排出量が標準的でない年度を最大2年度まで除き、2か年度平均又は単年度を選択可能○標準原単位・排出係数の変更による影響を反映して排出標準原単位を設定・一部の用途区分を細分化		

2(5) 第2計画期間の主な改正点(続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)		
///\=\\/.\\\ -\\		○熱供給事業所における基準排出量の変更要件	○熱供給事業所における基準排出量の変更要件		
総量削減		・熱供給先の床面積の増減が基準年度における同床面積の6%以上と	・熱種類ごとの供給先の床面積を合計した値の増減が基準年度におけ		
手幼 分		なるとき	る同床面積の6%以上となるとき		
		〇削減義務率	〇削減義務率		
		·区分Ⅰ—1 8% 区分Ⅰ—2 6% 区分2 6%	•区分I—1 17% 区分I—2 15% 区分2 15%		
	N/ 15 - 15 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -		・新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率を緩和		
総量削減	削減義務率		・電気事業法第27条に関連する事業所の削減義務率を緩和 ・第1計画期間に認定されたトップレベル事業所に限り、認定後5年		
			・		
到 37万			・事業所区域の変更に伴う削減義務率と適用区分を追加		
	トップレベル事業所	・地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準	・省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の引上げを2段階で実		
	1 2 2 2 7 3 2 4 7 1		施 (2015年度と2017年度)		
		O自らで削減	O自らで削減		
		・高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など	・同左に、低炭素電力・熱の選択の仕組みと高効率コジェネ受入評価		
			※第1計画期間で行っている排出量の補正は行わない。 ○排出量取引		
義務履行		○排出量取引 ・ 託送によるグリーン電力(生グリーン電力供給)の再生可能エネル	- 6 低炭素電力の選択の仕組みに移行		
手段	履行手段	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
			○第1計画期間からのバンキング		
			・第1計画期間の超過削減量やクレジットを第2計画期間の義務履行		
			※第1計画期間と比較して第2計画期間の排出係数が大きくなる場合は、バンキング量に都が規定する倍率を乗じる。		
		○小原単位建物の取扱い	〇小原単位建物の取扱い		
	小原単位建物	・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつ CO ₂ 排出原単位が一	・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつ CO ₂ 排出原単位が一		
		定値以下である小規模な建物についても基準排出量と年度排出量の	定値以下である小規模な建物がある場合、当該建物の排出量を基準排		
		算定に含める。	出量と年度排出量の算定から除外できる。		
その他					
	#+c==1==00	・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は表現の表現には、	・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は表現の表現に関する。		
	特定計量器	は証明に使用可能な計量器での実測に加え、緩和措置として 2014 年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器によ	は証明に使用可能な計量器での実測に限る。ただし、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器で実測する場合は、公平性の観点か		
		中度不よ (14、以5)又は近明に実用り形な計画品(144以) 計画品によ る実測も可能	19月9日のは「重命ではない。」「重命で美別する場合は、公平性の観点の「		
		'O 大次 O J R	し、マラビス状を行っている。		

2(5) 第2計画期間の主な改正点(続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)		
	特定テナント等事業者	○要件 • ①床面積 5,000m²以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気使用量が600万 kWh 以上の事業者	○要件 ・①床面積5,000m²以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年4月1日からの1年間の電気使用量が600万kWh以上の事業者		
その他	提出書類	○提出時期 ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 事業廃止:30日以内、規模縮小:11月末まで	 ○提出書類 ・事業所区域変更申請書、指定相当地球温暖化対策事業所に係る届出書等を追加 ○提出時期 ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書事業廃止:4月~8月に廃止の場合、9月末まで、それ以外は30日以内規模縮小・指定相当:9月末まで 		